

木材流通統計調査のうち
木材価格統計調査における
民間競争入札実施要項

令和元年 7 月

令和 3 年 12 月 改正

農林水産省

目 次

1	木材価格統計調査の概要	1
2	木材価格統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	2
3	木材価格統計調査の契約期間	9
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	9
5	民間競争入札に参加する者の募集	10
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	12
7	木材価格統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	16
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	16
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	16
10	契約により民間事業者が負うべき責任	20
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	21
12	その他の実施に関する必要事項	22
別紙1	(参考) 木材価格統計調査の都道府県別調査対象数(令和元年調査)	25
別紙2	調査品目及び規格一覧表	27
別紙3	木材価格統計調査の流れ図(令和2年～令和6年の実施方法)	29
別紙4	木材価格統計調査 調査対象情報	31
別紙5	調査対象配布用品一覧	33
別紙6	木材価格統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	35
別紙7	木材価格統計調査 問合せ、苦情等対応状況	37
別紙8	木材価格統計調査 受付・督促状況	39
別紙9	審査、集計、検討事項一覧表	41
別紙10	木材価格統計調査 疑義照会状況	45
別紙11	従来の実施状況に関する情報の開示	47

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査における 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（以下「木材価格統計調査」という。）に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 木材価格統計調査の概要

木材価格統計調査は、素材・木材チップや木材製品の価格水準及びその変動を把握し、木材の流通改善対策等の推進に資することを目的としており、平成 21 年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	素材・木材チップ価格調査	木材製品価格調査
調査の対象	製材工場、合単板工場及び木材チップ工場	木材市売市場、木材センター、木材卸売業者及び集成材工場
調査の規模	約 290 工場	約 90 業者
調査時期		
調査実施期間	1 月から 12 月までの毎月	
調査期日	毎月 15 日（15 日に調査品目の取引がなかった場合にあっては、取引のあった日であって 15 日に最も近い日）現在	
調査事項 （調査品目・規格の詳細については、別紙 2 参照） ※実施期間中に一部変更の可能性がある。	(1) 素材 ア 法人番号 イ 購入価格 ウ 消費税区分 エ 購入価格の対前月差 オ 購入価格の変動要因 (2) 木材チップ ア 法人番号 イ 木材チップ工場におけるパルプ向け木材チップの販売価格 ウ 消費税区分	ア 法人番号 イ 木材製品の販売価格 ウ 木材製品価格の消費税区分 エ 木材製品の販売価格の対前月差 オ 木材製品の販売価格の変動要因 カ 集成材（集成管柱）の工場出荷価格 キ 工場出荷価格の消費税区分 ク 集成材（集成管柱）の工場出荷価格の対前月差 ケ 工場出荷価格の変動要因

	イ 木材チップの販売価格の対前月差 オ 販売価格の変動要因	
調査方法	(1) 調査票を郵送し、調査対象工場及び調査対象業者（以下これらを総称して「調査対象」という。）が記入した調査票を郵送又はFAX（調査対象の了解が得られた場合に限る。）で回収する方法 (2) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を使用して調査票を配布し、回収する方法	

2 木材価格統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 木材価格統計調査に係る請負業務の内容

木材価格統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給とする（業務の流れについては、別紙3参照）。

ア 業務実施期間

令和元年11月（契約締結日）から令和7年1月31日まで（令和2年1月調査分から令和6年12月調査分まで）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (7) 農林水産省大臣官房統計部長が定める木材流通統計調査要領（本調査に係る部分に限る。）
- (イ) 調査対象リスト
- (ロ) 照会対応事例集
- (エ) 調査対象情報（別紙4の様式に調査対象の仕入れ・販売の特徴、これまでの疑義照会内容等を整理したものをいう。）
- (オ) 令和元年調査結果
- (カ) オンライン調査システムマニュアル
- (キ) ワンタイムパスワードトークン（「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回に限り使用できる「使い捨てパスワード」をいう。）を生成する機器をいう。）
- (ク) オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、本業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産

省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査関係用品の印刷（11 月から 12 月まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- (a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙 5 参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年 12 月上旬までに作成・印刷すること。
- (b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。
- (c) 調査対象に配布する調査関係用品における本業務の実施機関名は「農林水産省木材価格統計調査事務局」とすること。

b 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認（11 月から 12 月まで）

民間事業者は、毎年 11 月から 12 月までに調査対象に対し、翌年の調査の連絡・協力確認を行う。

その際、インターネットが整備されている調査対象については、オンライン調査システムによるオンライン調査（以下単に「オンライン調査」という。）についても積極的に協力を求めることとし、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平成 30 年 3 月現在の調査対象におけるオンライン調査システムの利用割合は、約 7 パーセント）。

また、木材の価格水準及びその変動を的確に把握する観点から調査対象は可能な限り継続することとしていることから、継続して調査ができるよう協力を依頼するものとし、やむを得ず調査の継続が困難となった場合は、次によるものとする。

- (a) 農林水産省に対して調査対象名と継続が困難となった理由を連絡すること。
- (b) 農林水産省はその連絡を受けた後、代替の調査対象を選定し翌年の調査の依頼を行い、民間事業者は農林水産省から調査の依頼が完了した旨の連絡を受けた後、その調査対象に対し調査の実施に関する連絡・確認を行うこと。

(i) 実査

a 調査関係用品の配布

民間事業者は、調査対象に対し調査票、返信用封筒及び調査票記入要領（「調査票の記入に当たって」・「調査票の記入の仕方」）を配布する。その際、毎月の報告日を明示した書面を併せて配布する。

また、オンライン調査については、「オンライン調査システムマニュアル」に

に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

b オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、毎月5日までに、「オンライン調査システムマニュアル」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙6参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを民間事業者で準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows 7 SP1、Windows 8.1、Windows 10、macOS 10.13
ブラウザ	Internet Explorer 11.0、Safari 12.1、Firefox 67.0、Google Chrome 75.0、Microsoft Edge 42
PDF 利用ソフト	Adobe Reader DC

c 調査対象からの問合せ、苦情等の対応

民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については、「木材価格統計調査 問合せ、苦情等対応状況」（別紙7の様式による。以下「問合せ、苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。

d 調査票の回収・督促

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。

調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

- (b) 毎月20日までに調査票が提出されない調査対象に対し、督促を行うこと。
- (c) 最新の調査票の回収・督促状況を「木材価格統計調査 受付・督促状況」（別紙8の様式による。以下「受付・督促状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。

(d) 年途中で調査対象が休業し、又は廃業するとの情報を得たときには、農林水産省に連絡すること（年途中で調査対象が脱落した場合は、農林水産省が調査対象の補充選定を行う）。

(㊦) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会

民間事業者は、毎月、提出された調査票の内容について、審査、集計、検討事項一覧表（別紙 9）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、価格の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

なお、調査対象ごとの調査票の内容審査又は調査対象への照会については、調査対象情報を活用し、効率的に行う。

また、調査対象に対する照会の状況は「木材価格統計調査 疑義照会状況」（別紙 10 の様式による。以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

(イ) 調査票の電子化（調査票ファイルの作成・報告）

民間事業者は、審査が終了した調査票について、毎月、都道府県別に「調査票ファイル」の電子ファイルを作成し、農林水産省に電子メールにより報告する。

(オ) 集計及び報告

a 都道府県別結果表の作成・検討・報告

(a) 民間事業者は、調査票の電子ファイルを使用して、毎月、全国、都道府県別結果を集計し、「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成する。

(b) 都道府県別に審査、集計、検討事項一覧表に基づき確実に審査、集計、検討を行い、品目別の価格の変動要因を備考欄に記入の上、農林水産省に電子メールにより報告する。

b 第 1 報の統計表の作成・検討・報告

(a) 民間事業者は、毎月、都道府県別結果表の電子ファイルを使用して集計を行い、農林水産省が毎月公表する「第 1 報」の統計表の電子ファイルを作成する。

(b) 全国平均価格及び都道府県別平均価格について審査、集計、検討事項一覧表に基づき確実に審査・検討を行い、農林水産省に電子メールにより報告する。

c 調査票の審査、都道府県別結果表及び第 1 報の統計表の作成・検討に当たっての留意点

民間事業者は、次の事項に留意して統計表の作成・検討を行う。

(a) 前月、前年同月結果との審査又は検討は、前年の調査結果を用いて行うこと（ただし、令和 2 年については、農林水産省が貸与する令和元年調査結果を用いて行うこと）。

(b) 都道府県別結果表及び第 1 報の統計表について、審査、集計、検討事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行うこと。

(c) 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。

(d) 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容等について確認を求めた場合は、

これに応じること。

(カ) 調査対象への謝礼支給

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として調査票を回収した月数に応じ、最大年間4,600円の謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支払件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

(7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

(イ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

- a 前年・当年調査票（電子データを含む。）、調査票リスト及び調査対象情報等個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理及び実施体制
- b オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

(ウ) 民間事業者又はその職員、その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。

(エ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までに裁断、粉碎等により必ず廃棄するものとする。

なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読できない方法を用いること。

(オ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行う。

(カ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあっては、紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧の1から7までに掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

なお、次の表で定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする（以下同じ。）。

調査票ファイル	毎月 25 日まで
都道府県別結果表	毎月 25 日まで
第 1 報の統計表	毎月 25 日まで
調査票（審査が終了したもの）	毎月末日

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省木材価格統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。

オ 本業務の各工程の作業方針、スケジュールを策定し、令和元年11月末日までに農林水産省と調整する。また、各工程の作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整する。

カ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

キ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記載された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得るものとする。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、正確な価格変動を把握するため、調査対象を有意に選定し、調査対象の調査への協力を得て、可能な限り固定している。このことから調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、毎月 20 日時点で回収状況を確認し、100 パーセントの達成が困難と見込まれる場合（天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、調査が行えない調査対象があった場合）、速やかに農林水産省の指示を仰ぎ従うものとし、この場合にあっては、民間事業者は責を問われないものとする。

エ 調査票、都道府県別結果表及び第 1 報の統計表の審査・検討は、集計した結果について、農林水産省が示す審査、集計、検討事項一覧表の審査・検討項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、民間事業者は、次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票のデータ、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2 (1) 力の納入物件及び 9 (1) により報告される問合せ、苦情等対応状況により毎月確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については、別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2 (1) 力の納入物件、問合せ、苦情等対応状況、業務の完了を確認できる書類及び実額支払分を証明できる書類を農林水産省に提出する。農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウまでに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

(7) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 農林水産省が、2(1)カの納入物件や問合せ、苦情等対応状況の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 木材価格統計調査の契約期間

契約期間は、令和元年11月（契約締結日）から令和7年1月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確

実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

- (7) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)及び(5)で定める入札参加資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	令和元年7月中旬頃
イ 入札説明会（第1回）	令和元年7月下旬頃
（第2回）	令和元年8月中旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	令和元年9月上旬頃
エ 入札書類提出期限	令和元年9月上旬頃
オ 入札書類の評価	令和元年9月中旬頃
カ 開札	令和元年10月上旬頃
キ 契約の締結	令和元年11月上旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会后に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類、②資格審査結果通知書、③提案書、④「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、⑤セキュリティマニュアルを提出すること。

①については封かんの上、入札参加者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札すること。

②については平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写しを提出すること。

③から⑤までについては紙資料8部とともに電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、一太郎、Microsoft Office-Word、Microsoft Office-PowerPoint、Microsoft Office-Excel 又はPDF形式とする（これらのファイル形式による提出が困難な場合は、農林水産省まで申し出ること）。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載すること。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載すること。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ロ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布
- (キ) 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び調査対象への謝礼支給
- (ク) 問合せ、苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (サ) 調査票データの電子化及び報告
- (シ) 都道府県結果表、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告（都道府県別結果表の様式並びに都道府県結果表及び第1報統計表の作成（集計を含む。）の方法についても入札参加者において設定し、記載すること。なお、都道府県別結果表に最低限必要な項目及び見本並びに第1報統計表については、入札説明会において提示）

(ヌ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおりとする。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表 1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（45 点）を付与し、1 つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表 1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表 2 審査基準」により 0 点から 3 点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点 176 点）

表 1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
1 実施計画							
1.1	実施計画		・実施計画（スケジュール）は、農林水産省の示す要件が満たされているか。	基本的な調査実施計画	4	-	-
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか。	調査の効率化	-	12	4
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	4	-	-
			・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	4	-	-
			・本業務を実施する場所及び設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な実施体制が用意されているか。		4	-	-
			・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1
			・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制（最低2名程度）が備わっているか。		-	6	2
2.2	組織の専門性		・業務遂行に当たり、林業や木材の流通関係の基本的な知識（製材や製材品についての用語、業界をめぐる情勢等）を有しているか。	専門性を有する職員の有無	-	9	3
			・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	3	1
			・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	9	3
			・ISO9001 又は ISO20252 の認証を受けているか。注)	資格の有無	-	3	1
2.3	本業務従事予定者の研修		・教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（木材価格統計調査について、秘密の保護についてなど）。	研修のプログラム	3	-	-
		☆	・研修の計画に工夫が示されているか（研修方法、研修時間など）。	研修計画	-	3	1
		☆	・統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	3	1
2.4	セキュリティ対策		・農林水産省の示すセキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	4	-	-
			・プライバシーマークの認証を受けているか。注)	万全なセキュリティ	-	3	1
			・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。注)		-	6	2
			・効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。		-	9	3
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配布		・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2	-	-
3.2	調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び調査対象への謝礼支給		・調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び謝礼の方法についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2	-	-
		☆	・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか。	効率化	-	6	2
3.3	問合せ、苦情等対応		・調査対象からの問合せや苦情等対応の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
		☆	・調査対象からの問合せや苦情等に迅速かつ適切な対応を行うための体制と工夫が示されているか。	苦情対応の工夫	-	9	3
3.4	調査票の回収・督促		・調査票の回収・督促の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
		☆	・調査票の回収を効率的に行うために効果的な工夫が示されているか。	調査票の回収業務の質	-	12	4
		☆	・督促において、効果的・効率的に回収を行うための工夫が示されているか。	調査票の督促業務の質	-	12	4
3.5	調査票の審査・疑義照会対応		・調査票の審査、疑義照会の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
		☆	・審査を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか。	調査票の審査業務の質	-	12	4
		☆	・調査票の審査において、疑義照会を確実に行うための工夫が示されているか。	疑義照会対応の質	-	12	4
			・農林水産省からの疑義照会に対応するための工夫（調査票の記入誤りがないか又は要因があるものか確認する手順等を明記すること等）が示されているか。	効率化	-	6	2

3.6	調査票データの電子化及び報告		・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	・調査票データの電子化を正確・迅速に行うための工夫が示されているか。	効率化	-	3	1	
		☆	・農林水産省からの疑義照会に対応するための工夫（電子化の際の入力ミス等がないか確認する手順等を明記すること等）が示されているか。	効率化	-	3	1	
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告		・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		☆	・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・検討・集計するための工夫がなされているか。	効率化	-	9	3	
			・農林水産省からの疑義照会に対応するための工夫（問題点を判別して回答するまでの手順等を明記すること等）が示されているか。	効率化	-	9	3	

4 その他

4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆	・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか。	その他	-	3	1	
-----	------------------------------	---	--------------------------------------	-----	---	---	---	--

5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

5.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	☆	a. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 4点 ・2段階目（※①） 8点 ・3段階目 11点 ・行動計画（※②） 4点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 b. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 4点 ・くるみん（新基準）（※④） 4点 ・プラチナくるみん 8点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 c. 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 （複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。）	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（内閣府男女共同参画局長通知（平成29年4月28日一部改正））を参照のこと。	-	11	-	
-----	-----------------------------	---	---	---	---	----	---	--

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目	110	0	110
実施体制、実績を評価する項目	111	45	66
技術点合計	221	45	176

必須（基礎点）については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごとに3点満点で；0～3点の4段階により評価

注）この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う。

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表 1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表 3 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を 110 点、実施体制、実績を評価する項目の配分を 111 点とする。

表 3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	45 点
技術点（加点項目：加点）	176 点
価格点	111 点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は 45 点とし、1 つでも満たしていない場合は 0 点とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分（111 点）×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い 1 者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札等で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

7 木材価格統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

木材価格統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙 11）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2 (3) で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
問合せ、苦情等対応状況	毎月 20 日、25 日	別紙 7 参照
受付・督促状況	毎月 20 日、25 日	別紙 8 参照
疑義照会状況	毎月 20 日、25 日	別紙 10 参照

勤務体制表	毎月 25 日	- 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 - 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 - 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 - 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書		以下の実施状況について記載すること。
令和 2 年調査	令和 3 年 1 月 31 日	2 (3) の業務遂行に当たり確保されるべき質 - 年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数 - 情報セキュリティに関する取組
令和 3 年調査	令和 4 年 1 月 31 日	
令和 4 年調査	令和 5 年 1 月 31 日	
令和 5 年調査	令和 6 年 1 月 31 日	
令和 6 年調査	令和 7 年 1 月 31 日	

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(1) の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2) の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提

出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、2 (1) エに示す調査対象に対する謝礼支給を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「木材価格統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自らが行う業務が木材価格統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

力 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

コ 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託（再委託先が委託先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(5) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(イ) 民間事業者は、(4)又は(5)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(ロ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ハ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

サ 契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第21条の手続きを

要せず契約を変更することができる。

シ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(7) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ス 契約解除時の取扱い

(7) 契約解除時の請負報酬の支払

上記シに該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記シに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(7)の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

農林水産省は、民間事業者が前項の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

セ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能になった場合は当該責任を負わないものとする。

ソ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者

に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2 (1) カ 納入物件及び納入期日」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数 1 日につき契約金額の年 100 分の 5 の割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、令和 4 年 12 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9 (1) の報告等を基に、(3) の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9 (1) の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査対象への謝礼支給等が完了した時点）

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、報告様式に従い令和5年3月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守する。特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9(2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 木材価格統計調査の監督上の措置等の監理委員会への報告

農林水産省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った

場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

また、法第 45 条に基づき監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9 (2) により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者 3 名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

(参考) 木材価格統計調査の都道府県別調査対象数 (令和元年調査)

都道府県	素材・木材チップ 価格調査	木材製品卸売 価格調査	都道府県	素材・木材チップ 価格調査	木材製品卸売 価格調査
北海道	27	4	滋 賀	－	－
青 森	10	－	京 都	6	－
岩 手	13	－	大 阪	－	8
宮 城	14	－	兵 庫	6	5
秋 田	15	－	奈 良	5	－
山 形	8	－	和歌山	5	－
福 島	11	－	鳥 取	1	－
茨 木	7	－	島 根	8	－
栃 木	9	－	岡 山	6	－
群 馬	－	－	広 島	13	3
埼 玉	－	7	山 口	5	－
千 葉	－	10	徳 島	5	－
東 京	－	5	香 川	－	－
神奈川	－	8	愛 媛	13	－
新 潟	4	－	高 知	7	－
富 山	5	－	福 岡	5	6
石 川	1	－	佐 賀	3	－
福 井	1	－	長 崎	－	－
山 梨	3	－	熊 本	11	－
長 野	6	－	大 分	8	－
岐 阜	5	－	宮 崎	13	－
静 岡	12	－	鹿児島	6	－
愛 知	1	7	沖 縄	－	－
三 重	14	－	合 計	292	63

(注1) 令和元年調査の都道府県別の調査対象数は、当初のもの。

(注2) 令和2年調査から木材製品卸売価格調査は、木材製品価格調査に変更。

(注3) 令和2年調査から一部調査対象品目が変更となるため、令和2年から6年調査までの調査対象都道府県及び調査対象数は未定。

別紙 2

調査品目及び規格一覧表

1 素 材

(1) 製材用素材

	品 目			
	樹 種	材 種	規 格 (径 cm×長 m)	等 級
国産材	ま つ	中丸太	24～28×3.65～4.0	込 み
	す ぎ	小丸太	8～13×3.65～4.0	〃
		中丸太	14～22×3.65～4.0	〃
			24～28×3.65～4.0	〃
		大丸太	30～36×3.65～4.0	〃
	ひ の き	中丸太	14～22×3.65～4.0	〃
	からまつ	中丸太	14～28×3.65～4.0	〃

(2) 合単板用素材

	樹 種	材 種	規 格 (径 cm)	等 級
国産材	す ぎ	丸 太	18上	(合板適材)

(3) 木材チップ用素材

	針葉樹・広葉樹別	材 種	規 格	等 級
国産材	針 葉 樹	丸 太	チップ向け	込 み
	広 葉 樹		チップ向け	〃

2 木材チップ

針葉樹・広葉樹別	用 途
針 葉 樹	パルプ向け
広 葉 樹	パルプ向け

3 製 品

(1) 製材品

			品 目				
国産・ 輸入材別			樹 種		材 種	規 格 (厚cm×幅cm×長m)	等級
国産材	す ぎ		正 角		10.5×10.5×3.0		2 級
					10.5×10.5×3.0		〃
			正 角 (乾燥材)		12.0×12.0×3.0		〃
					10.5×10.5×4.0		〃
	ひ の き		正 角		10.5×10.5×3.0		〃
					正 角 (乾燥材)		10.5×10.5×3.0
			12.0×12.0×3.0				〃
			10.5×10.5×3.65～4.0		〃		
輸 入 材	米 材	米つが	正 角	防腐処理材	10.5×10.5×4.0		〃
				防腐処理材 (乾燥材)	10.5×10.5×4.0		〃

(2) 間柱

製品別	品 目		規 格 (厚cm×幅cm×長m)
間柱（乾燥材）	すぎ	特 等	3.0cm ×10.5cm×3.0m
	ホワイトウッド		3.0cm ×10.5cm×3.0m

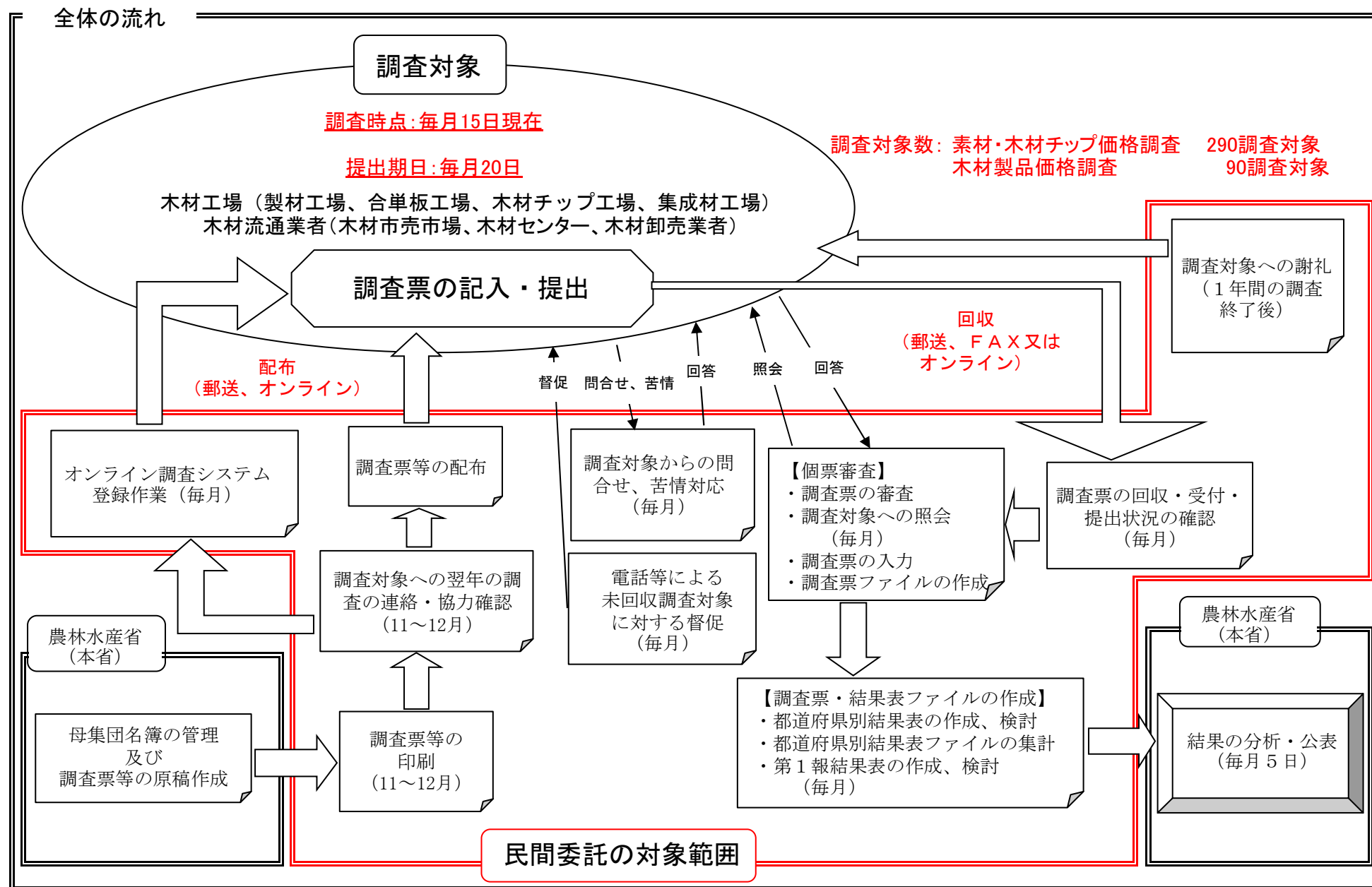
(3) 合板

製品別	品 目		規 格 (厚cm×幅cm×長m)
普通合板	針葉樹合板	1 類	1.2 ×91×1.82

(4) 集成材

製品別	品 目		規 格 (厚cm×幅cm×長m)
集成材	すぎ集成管柱	1 等	10.5×10.5×2.98～3.0
	ホワイトウッド集成管柱		10.5×10.5×2.98～3.0

木材価格統計調査の流れ図（令和2～6年の実施方法）



(秘)令和 年 木材価格統計調査 調査対象情報

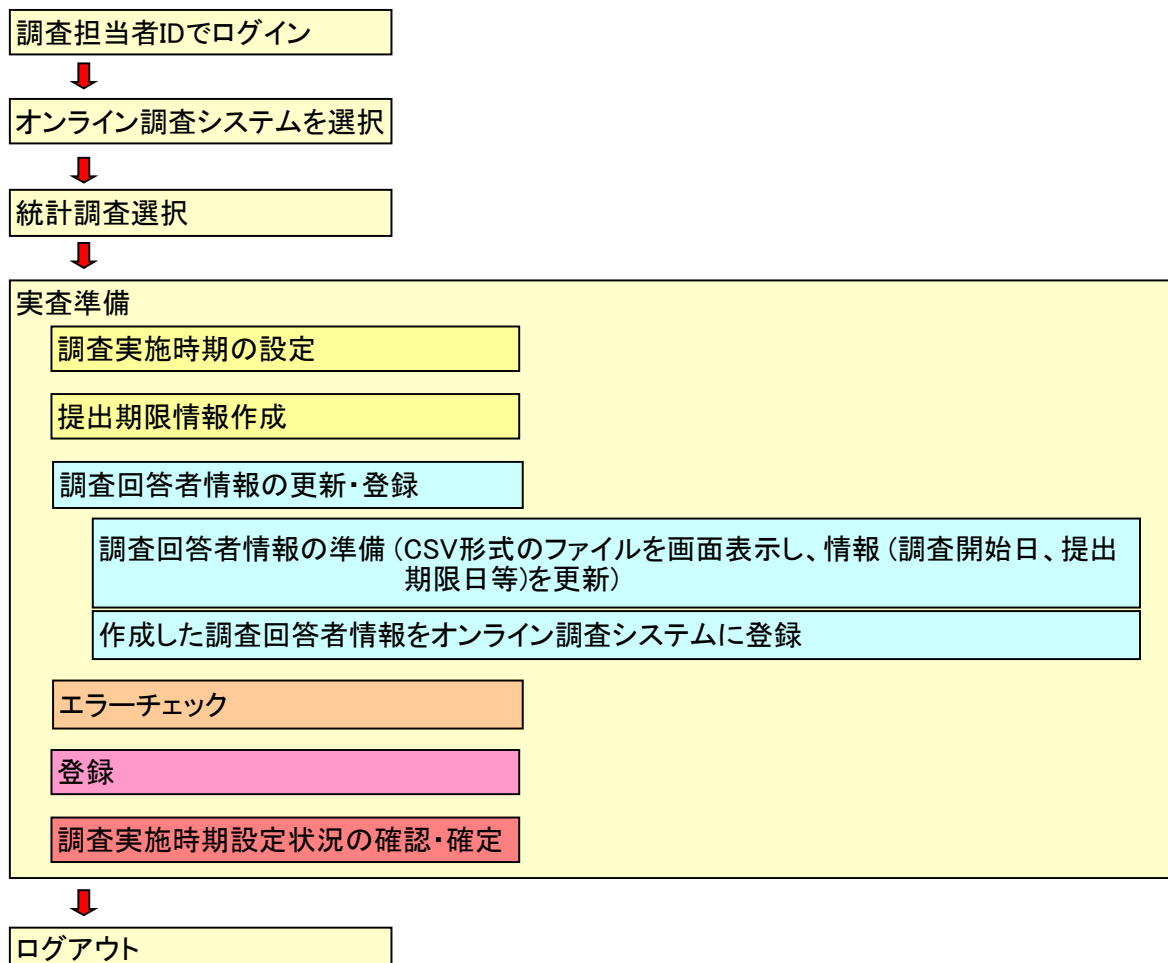
[illegible]

調査対象配布用品一覧

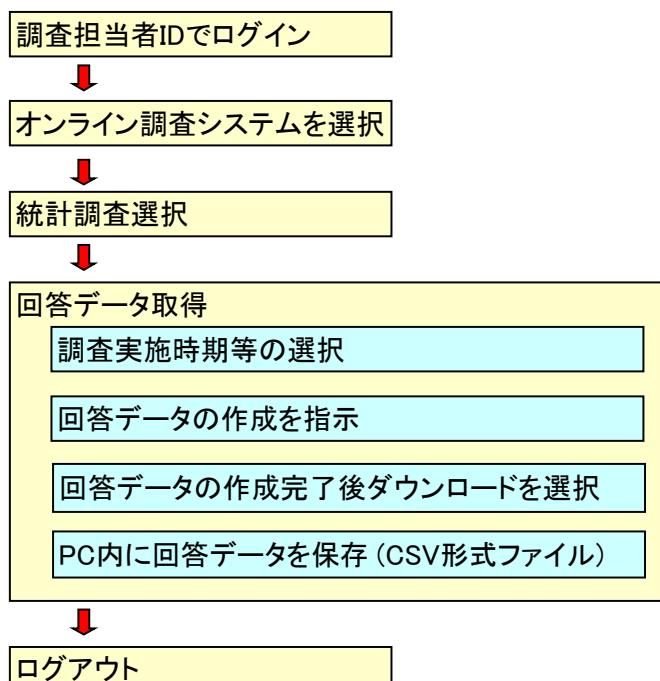
調査関係用品番号	関係用品・作成物	農水省からの提供物	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	積算内訳
1	木材価格統計調査調査票	○	○	11	11～12月	積算:380(調査対象数)×12(12か月分)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=4,793部
2	調査票の記入に当たって	○	○	11	11～12月	積算:380(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=404部
3	木材価格統計調査記入の仕方	○	○	11	11～12月	積算:380(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=404部
4	調査の御協力をお願い	○	○	11	11～12月	積算:380(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=404部
5	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	11～12月	積算:380(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=404部
6	返信用封筒(調査票返信用)	×	○	×	11～12月	積算:380(調査対象数)×12(12か月分)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=4,793部
7	木材価格統計調査 オンライン調査システム操作ガイド	○	○	×	随時	オンライン調査を新たに希望する調査対象に配布
8	オンライン調査用コード・ID	×	×	×	随時	オンライン調査を新たに希望する調査対象に配布

木材価格統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)令和 年 月 木材価格統計調査 問合せ、苦情等対応状況

都道府県名	
-------	--

	素材・木材チップ価格調査
	木材製品価格調査

No. _____

[illegible]

(秘)令和 年 月 木材価格統計調査 受付・督促状況

都道府県名	
-------	--

	素材・木材チップ価格調査
	木材製品価格調査

No.

[illegible]

審査、集計、検討事項一覧表

調査名	木材価格統計調査（令和 年 月）
-----	------------------

1 調査表の審査

審 査 ・ 確 認 事 項	確認欄
	日付・氏名
① 価格、対前月差について記載もれ、間違いはないか。 また、消費税を含めた取引価格となっているか。	
② 価格変動の要因について、前月価格と当月価格に「審査基準」（末尾参照）以上の変動がある調査対象について、変動要因が記載されているか。変動要因が記載されていない場合、調査対象への確認を行い調査票に記入したか。	
③ 同一価格が3箇月以上継続している調査対象がある場合、調査対象への確認を行ったか。	
④ ①、②及び③による確認を行った結果、修正がある場合は、調査票へ修正内容を記入したか。	

2 調査票の集計及び検討（都道府県別結果表の作成）

(1) 集計

審査済みの調査票を用いて次の事項について毎月必ず集計する。

ア 当月の都道府県平均価格の算出

素材については平成28年における調査対象工場別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については平成28年における調査対象業者別の年間の販売量により加重平均して算出する。

ただし、算出した都道府県価格は、次の方法により四捨五入する。

(ア) 針葉樹合板の価格以外の価格		
都道府県平均価格は、1,000円以上は100円、100円以上1,000円未満は10円単位に単位未満を四捨五入する。		
例	四捨五入する前	四捨五入した数値
1,000円以上	1,234	1,200
100円以上1,000円未満	123	120
(イ) 針葉樹合板の価格		
都道府県平均価格は、金額にかかわらず10円単位に単位未満を四捨五入する。		
例	四捨五入する前	四捨五入した数値
1,000円以上	1,234	1,230
100円以上1,000円未満	123	120

イ 前月価格
農林水産省において審査が終了した前月報告値を用いる。

ウ 対前月差の算出
(当月価格) - (前月価格) で算出する。

(2) 都道府県別結果の審査・検討事項

審 査 ・ 検 討 事 項	確認欄
	日付・氏名
① 入力した数値に誤りはないか。	
② 「審査基準」以上の変動がある品目について、都道府県別結果表に価格変動の要因が記入されているか。	
③ 都道府県別結果のうち、「審査基準」以上の変動がある品目について、変動要因が妥当であるか。 例 住宅着工戸数、製材統計調査結果等から予想して検討する。	

3 全国結果の集計及び検討（第 1 報の統計表の作成）

(1) 集計

審査済みの都道府県平均価格を用いて全国平均価格を算出する。

ア 当月の全国平均価格の算出

全国平均価格は、素材については平成 28 年における当該都道府県別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については平成 28 年における当該都道府県別の年間の推定販売量により加重平均して算出する。ただし、算出した全国平均価格は、2 の（1）のアに示した方法により四捨五入する。

イ 前月差
(当月価格) - (前月価格) で算出する。

ウ 前月比
(当月価格) / (前月価格) × 100 で算出する。

エ 前年同月比
(当月価格) / (前年同月価格) × 100 で算出する。

(2) 全国平均価格の審査・検討事項

審 査 ・ 検 討 事 項	確認欄
	日付・氏名
① 全国平均価格、都道府県別価格は正しく入力されているか。	
② 国産材のうち、同一樹種の素材価格及び製品価格を比較して、その動向に問題はないか。	
③ 調査対象が3未満の都道府県に、秘匿措置がかけられているか。	

○ 「審査基準」(価格の変動要因を必ず把握しなければならない基準)

価格	審査基準
製材用素材価格	前月比±3%以上
合単板用素材価格	前月比±3%以上
木材チップ用素材価格	前月比±3%以上
木材チップ価格	前月差±500円以上
製品価格 製材品価格	前月差±400円以上
間柱価格	前月差±400円以上
合板価格	前月差±30円以上
集成材工場出荷価格	前月差±200円以上

(秘)令和 年 月 木材価格統計調査 疑義照会状況

都道府県名	
-------	--

	素材・木材チップ価格調査
	木材製品価格調査

No.

[illegible]

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
(農林水産省)					
人件費	常勤職員		—	—	—
	非常勤職員				
物件費（郵送費）			90	187	182
委託費	調査協力謝金		1, 628	1, 617	1, 618
	民間事業者委託費		6, 300	5, 400	5, 400
計(a)			8, 018	7, 204	7, 200
参考値 (b)	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
a+b			8, 018	7, 204	7, 200
(注記事項)					
1 調査の実施期間は、1月から12月までの1年間である。					
2 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実費払の謝金及び郵送料である。					
平成28年度の民間事業者委託費は、複数年契約（平成25年11月1日から平成29年1月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金及び郵送料が含まれていない。					
平成29年度及び平成30年度の民間事業者委託費は、複数年契約（平成28年11月1日から平成32年1月31日まで）の1調査年分であり（税込）、謝金及び郵送料が含まれていない。					

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
常勤職員	2	2	2
非常勤職員	3	3	2
(業務従事者に求められる知識・経験等) ○ 統計調査、木材の需給及び価格に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象工場・卸売業者、業界に関する予備知識 ○ 木材価格統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。			
(業務の繁閑の状況とその対応) ○ 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。			
(注記事項) 1 平成28年調査に民間事業者が実施に要したのは、215人日である。 ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等）27人日 ・調査票の回収・督促 45人日 ・調査票の審査・調査対象への疑義照会対応 43人日 ・集計及び第1報結果票の作成・審査 22人日 ・調査対象への謝礼支給 5人日 2 平成29年調査に民間事業者が実施に要したのは、213人日である。 ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等）27人日 ・調査票の回収・督促 44人日 ・調査票の審査・調査対象への疑義照会対応 43人日 ・集計及び第1報結果票の作成・審査 21人日 ・調査対象への謝礼支給 5人日 3 平成30年調査に民間事業者が実施に要したのは、215人日である。 ・実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認等）29人日 ・調査票の回収・督促 45人日 ・調査票の審査・調査対象への疑義照会対応 43人日 ・集計及び第1報結果票の作成・審査 22人日 ・調査対象への謝礼支給 5人日			

3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 平成28年度

- 設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ1台、シュレッダー1台、書庫、机、椅子
- 施設
会社事務室一角

(注意事項)

- 1 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
- 2 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

(2) 平成29年度

- 設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ1台、シュレッダー1台、書庫、机、椅子
- 施設
会社事務室一角

(注意事項)

- 1 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
- 2 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

(3) 平成30年度

- 設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ1台、シュレッダー1台、書庫、机、椅子
- 施設
会社事務室一角

(注意事項)

- 1 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
- 2 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備した。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
素材・木材チップ価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	99.6%
木材製品卸売価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

○ 回収率の算定根拠

回収率（年間）は、次により算出したものである。

調査対象数は、1年間の総調査対象数であり、調査不適合により除外した対象はない。

① 平成28年

○素材・木材チップ価格調査（回収率100%）

調査対象数：3,515工場、回収数：3,515工場

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

調査対象数：768業者、回収数：768業者

② 平成29年

○素材・木材チップ価格調査（回収率100%）

調査対象数：3,473工場、回収数：3,473工場

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

調査対象数：768業者、回収数：768業者

③ 平成30年

○素材・木材チップ価格調査（回収率99.6%）

調査対象数：3,486工場、回収数：3,471工場

○木材製品卸売価格調査（回収率100%）

調査対象数：768業者、回収数：768業者

5 従来の実施方法

従来の実施方法（業務フロー図等）

木材価格統計調査の流れ図（別紙3）参照。

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査対象からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 既存調査対象の脱落により選定替えをする場合は、地方農政局等において選定している。なお、民間事業者は、選定した調査対象への協力を確認してから調査を実施している。
- 調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計することが重要である。

（注記事項）

- 1 調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認
30年調査においては、調査開始前に電話により全調査対象に対して調査の協力依頼を行った。
- 2 調査対象の継続率
転業、廃業その他理由により調査を継続することが不可能となった場合を除き、継続率は100%である。
- 3 調査方法と実績
30年調査は、郵送、オンライン又はFAXの中から調査対象が希望する方法により行った。
○30年12月調査時による報告者数
・郵送 70調査対象
・FAX 241調査対象
・オンライン 21調査対象
・その他（聞取り） 22調査対象
なお、調査関係用品の配布及び調査票の回収における郵送料は約11万円（郵送にかかる人件費等は含まない。）であった。
- 4 調査対象からの照会件数（平成30年）
30年調査における調査対象からの照会件数は、以下のとおり。

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計件数	19	2	0	0	3	0	1	2	3	2	0	5	1
調査内容	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
苦情等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	18	2	0	0	2	0	1	2	3	2	0	5	1

調査内容：記入の仕方について

調査対象品目の単位について 等

苦情等：多忙のため毎月の調査はきつい

調査票が届いていない

この調査は何かの役に立っているのか 等

その他：オンライン調査の希望

オンライン調査の操作 等

(注記事項) (続き)

5 調査対象への疑義照会件数 (平成30年)

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	228	32	34	24	20	15	16	19	6	17	12	19	14
記入無し・記入位置確認	30	7	1	2	1	4	1	2	4	2	1	3	2
価格の変動要因	124	21	19	16	14	8	7	9	0	8	5	11	6
その他	74	4	14	6	5	3	8	8	2	7	6	5	6

○ 疑義照会の主な内容

データの記入なし (該当品目取引なし) ・記入位置が適切か (段ずれ) の確認、消費税区分確認、前月比や前月差が基準以上である価格変動要因理由 等

○ 疑義照会については、4名体制で対応した。

6 督促の方法と実績

30年調査の民間事業者による督促の体制は、4名体制で対応した。

30年調査の調査票の回収率は、民間事業者が電話又は電子メールにより督促を行った結果、99.6%となった。

調査票を回収できなかった要因は、一部調査対象の調査拒否等による。

また、報告の遅れがちな調査対象に対し、報告期日前に電話、FAX又は電子メールにより報告期日のお知らせを行っている。

7 調査対象への謝金支払

30年調査において、調査対象に支払う調査協力謝金については、工場の代表者等に対し、口座振込により支給している。

355 調査対象に対して年間最大4,600円、総額約163万円 (謝礼支払に要する人件費や振込手数料等は含まない。) を支払った。